

令和元年 9 月 吉日
(2019 年)

各 位

金沢市都市整備局 景観政策課

眺望景観形成条例（略称）の概要及び補助制度に関する 個別説明会の開催について（ご案内）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本市では、恵まれた自然や起伏に富んだ地形を背景として、数多くの優れた景観を眺望できることから、眺望景観保全条例を平成 15 年に制定し、眺望景観の保全に努めてまいりました。

今回、従来の保全に「創出」の視点を加え、眺望景観の魅力をさらに磨き高め、貴重な市民共通の財産として後代に継承していくため、今年 3 月に制定した「眺望景観形成条例（略称）」に基づき、新たな眺望点を追加するとともに眺望景観形成区域及び眺望景観形成基準を定めました。

つきましては、条例の 10 月 1 日からの運用開始にあたり、下記の日程で個別説明会を開催いたします。質問や疑問点等がございましたら、この機会を利用してお越しく下さい。

記

<説明会日程・会場>

9 月 26 日（木曜日）	中央公民館 長町館 3 階 第 2 学習室	いずれの日も 午後 2 : 00 ~ 8 : 00 この時間帯内でご都合の よい時間にお越しいただ ければ、随時、市職員がご 説明いたします。
10 月 7 日（月曜日）	馬場公民館 3 階 ホール	
10 月 9 日（水曜日）	中央公民館 長町館 3 階 第 2 学習室	
10 月 18 日（金曜日）	馬場公民館 3 階 ホール	

※ご都合のよい会場にお越しください。

時間と場所のお間違えのないようご注意願います。

【裏面：会場図有り】

お問い合わせ先

景観政策課（担当：福塚、中村）

Tel : 076-220-2364 Fax : 076-224-5046

E-mail : keikan@city.kanazawa.lg.jp

裏面



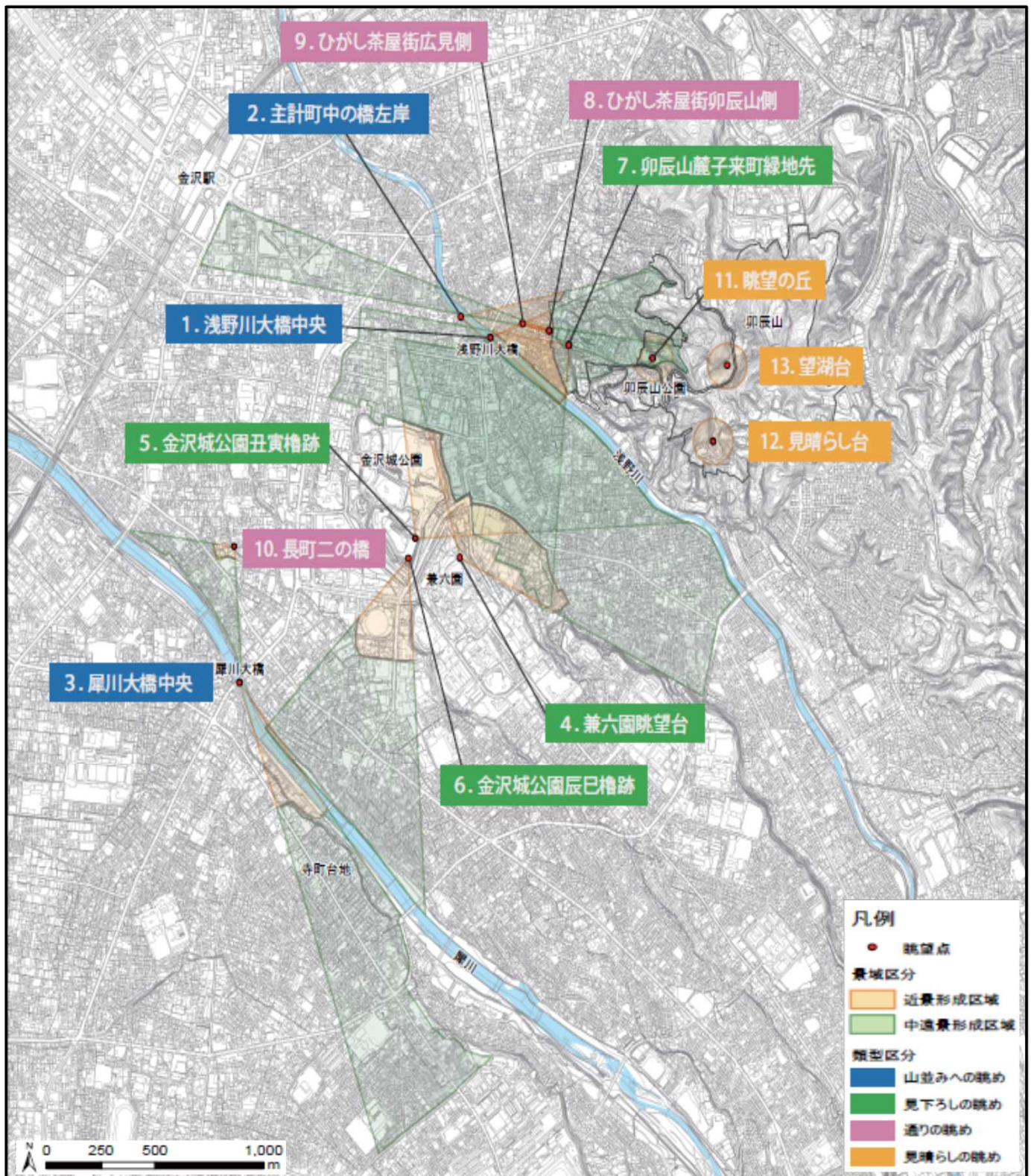
会場：中央公民館 長町館 3階 第2学習室
住所：金沢市長町2丁目2番43号



会場：馬場公民館 3階 ホール
住所：金沢市東山3丁目9番35号



【眺望景観形成区域位置図】



【眺望景観形成区域及び基準について(概略)】

- 眺望景観の特性を踏まえ4つの眺めに類型化
 - 近景、中遠景形成区域ごとの基準を設け、遠近一体となった眺望景観を形成
 - 区域内で建築行為等を行う場合は事前に届出(区域や行為の高さにより届出要、不要有り)
 - 黒の日本瓦葺きに改修する工事や屋外設備の目隠し修景、中高木の植栽について補助制度有り
- ※詳細につきましては、説明会時にご説明いたします